

2026 年 6 月

院外処方せんにおける疑義照会簡素化プロトコル

公益財団法人湯浅報恩会 寿泉堂総合病院

プロトコルの運用にあたっての原則事項

- 本プロトコルに基づく疑義照会の運用は、保険薬局と当院の合意書の締結をもって実施される
- 患者に不利益がないように十分な説明（服用法、安定性、患者負担額等）を行い、同意を得た上で行うこと。
- 先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名又は記名・押印がある場合は処方薬を後発医薬品に変更できない。
- 「含量規格変更不可」又は「剤形変更不可」の記載がある場合は、その指示に従うこと。
- 医師のコメントがある場合はコメントを優先する。
- 麻薬、抗がん薬、覚醒剤原料および登録医の確認が必要な医薬品はプロトコルの対象外とする。
- 処方変更は各医薬品の適応および用法用量を遵守した変更とすること。その際、安定性や溶解性、体内動態等を考慮し薬学的に問題がないことを確認すること。

1. 各種問い合わせ窓口、受付時間

- プロトコル・処方の内容に関する問い合わせ：薬剤科（024-932-6363）
- 保険・公費関係に関する問い合わせ：医事課（024-932-6363）

2. 処方変更・調剤後の連絡

処方変更して調剤をした場合には、その内容を記した「プロトコルに基づく処方修正報告書」（以下修正報告書）を FAX にて薬剤科に連絡してください（FAX 番号：024-959-5727）。得られた情報に基づき、当院の処方オーダー内容を修正します。
当日中の報告をお願いします

3. 疑義照会の不要例

① 成分名が同一の銘柄変更

- ・先発医薬品間での変更を可能とする。
- ・後発医薬品から先発医薬品への変更を可能とする。
- ・漢方薬は不可。
- ・外用剤においても先発医薬品同士、後発医薬品から先発医薬品への変更を可能とする。
＊剤形が変わってしまう場合（軟膏⇔クリーム、パップ剤⇔テープ剤等）は変更不可

例) ・ ジャヌビア錠 100mg ⇒ グラクティブ錠 100mg

・ アモキシシリンカプセル 250mg 「トーワ」⇒サワシリンカプセル 250mg

②内服薬の剤形変更

- ・類似する別剤形（カプセル⇔錠剤、普通錠⇔OD錠など）への変更を可能とする。
- ・錠剤⇔徐放剤など薬物動態が異なる剤形変更は疑義照会を必要とする。
- ・錠剤から散剤・液剤など類似しない別剤型への変更は疑義照会を必要とする。
- ・用法用量が変わらない場合のみ可能とする。

例) ・ナウゼリン OD錠 10 ⇔ ナウゼリン錠 10
・アモキシシリンカプセル 250mg 「トーワ」⇔サワシリン錠 250

③別規格製剤がある場合の処方規格の変更

- ・薬物動態を考慮し、安定性/利便性が向上する場合のみ変更可能とする。
*ただし、服用量の調節を指示している場合もあるため患者から聞き取りを行う
- ・上記と同様の条件で規格追加（1mg 2.5錠→1mg 2錠+0.5mg 1錠）も変更可能とする。
- ・貼付剤、軟膏剤、クリーム剤の変更は処方量の合計が変わらない場合のみ変更可能とする。

例) ・2.5mg錠 1回2錠 ⇒ 5mg錠 1回1錠
・40mg錠 1回0.5錠 ⇒ 20mg錠 1回1錠
・1mg錠 2.5錠 ⇒ 1mg錠 2錠+0.5mg錠 1錠
・軟膏 5g×4本 ⇒ 軟膏 10g×2本

④一包化指示

- ・患者の希望、あるいは服薬状況（アドヒアランス向上）等の理由により、一包化等を行うことで改善されると判断できる場合、一包化調剤として変更可能とする。
*一包化加算を算定する場合は患者に説明し同意を得ること
*服用量の調節を指示している場合もあるため患者から聞き取りを行う
- ・一包化指示であるが、明らかに不要の場合は変更可能とする。

例) ・ヒート調剤⇔一包化調剤

⑤残薬調整のための処方日数短縮

- ・薬歴上継続して処方されている処方薬に残薬があるため、処方日数を短縮すること。
*ただし、極度のアドヒアランス不良が原因の場合には疑義照会をすること
- ・1日の使用量が明確な外用薬を、残薬調整のために総量を減じることが可能。
*Rpの削除はせず、最小日数は3日分とする
*再診日まで余裕を持たせて処方している場合があるため、患者に確認の上残薬調整をすること

例) ・バイアスピリン錠 100mg 1錠 14日⇒3日
・サンコバ点眼液 3瓶⇒1瓶（2瓶残薬があるため）

⑥処方日数の適正化（明らかな用法・日数間違いなど）

通常の服用方法が「週 1 回」「月 1 回」等の製剤において、実際にそのような指示があるにも関わらず連日投与の他の処方薬と同一日数で処方されている場合
（メトトレキサート製剤を除く）

例）他の処方薬が 2 8 方の場合に）

ボナロン経口ゼリー 3 5 m g 1 包分 1 起床時（1 週間に 1 回） 2 8 日分→4 日分

⑦外用剤の使用部位

外用剤の用法（適用回数、適用部位、適用タイミング等）が口頭で患者に指示されている場合（処方箋上、用法指示が空白あるいは「医師の指示通り」が選択されている）の用法の追記（薬歴上あるいは患者面談上用法が明確な場合）

口頭で腰痛時に貼付するよう指示があったと患者から聴取した場合

例）モーラスパップXR 2 4 0 m g 3 袋 1 回 1 枚 1 日 1 回 医師の指示通り
→ 1 回 1 枚 1 日 1 回 腰

4. その他

●当院採用薬の情報は当院薬剤科ホームページをご参照ください。

【改定履歴】

Ver1.0（作成 2026 年 6 月）：初版